

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年 1 月 14 日（金曜日）午後 1 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 市長招集挨拶  
日程第 4 議案第 1 号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 12 号）  
日程第 5 委員会付託の省略について  
日程第 6 議案第 1 号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 12 号）
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（17名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	杉 村 義 仁 君
11 番	鬼 頭 勝 治 君	12 番	鷺 野 聰 明 君
14 番	山 岡 幹 雄 君	15 番	大 宮 吉 満 君
16 番	加 藤 敏 彦 君	17 番	真 野 和 久 君
18 番	河 合 克 平 君		

---

◎欠 席 議 員（1名）

13 番 島 田 浩 君

---

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	保 険 福 祉 部 長	小 林 徹 男 君
健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君	子 育 て 支 援 課 長	長 谷 川 努 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	丸 山 小百合	書 記	杉 本 昌 哉

---

午後 1 時30分 開会

○副議長（神田康史君）

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

議長体調不良のため、欠席届が出ております。そのため、本日、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 1 回愛西市議会臨時会を開会いたします。

ここで御報告いたします。

本臨時会に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第 9 条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対し撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1・会議録署名議員の指名について

○副議長（神田康史君）

日程第 1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 86 条の規定により、議長において、8 番・近藤武議員、10 番・杉村義仁議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 2・会期の決定について

○副議長（神田康史君）

次に、日程第 2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、1 月 6 日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鷲野聡明君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る 1 月 6 日に委員の方々と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議いただきました結果、会期は本日 1 日限りと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○副議長（神田康史君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集挨拶

○副議長（神田康史君）

次に、日程第3・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

改めまして、こんにちは。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第1回愛西市議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本臨時会にお願いする案件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給及び生活保護の扶助費の支給に伴う補正予算の1件でございます。御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（神田康史君）

この後、議案の提案説明及び質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条に、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することとなっております。また、同条第3項には自己の意見を述べるできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第1号（提案説明・質疑）

○副議長（神田康史君）

日程第4・議案第1号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第1号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明いたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,822万1,000円を追加し、総額を261億2,460万9,000円とするものでございます。

まず、3ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正で年度内に事業が完了しない住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業について、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入全般につきまして私のほうから御説明させていただきます。

7ページ及び8ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で、生活保護費負担金として202

万5,000円を計上いたしました。

次に、2項国庫補助金では、1目総務費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として6,051万6,000円を計上いたしました。

また、2目民生費国庫補助金では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業費補助金として6億4,000万円を、同じく臨時特別給付金支給事務費補助金では3,500万5,000円を計上いたしました。

なお、本補正予算において不足する財源として、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で67万5,000円を計上しております。

歳入につきましては以上でございます。

歳出につきましては、所管部長より御説明いたします。

初めに、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康子ども部所管の主な項目について御説明させていただきます。

9ページ、10ページを御覧ください。

2款9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、2目市民生活応援費で6,051万6,000円を計上いたしました。これは、子育て世帯への臨時特別給付金が所得制限で支給対象外となる子育て世帯に対して、市単独分として児童1人当たり10万円を支給するものです。主なものは、郵便料、システム改修委託料、子育て世帯への臨時特別給付金等でございます。

以上、よろしく願いいたします。

次は、保険福祉部長より御説明いたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、保険福祉部に関する主なものについて御説明申し上げます。

補正予算書、引き続き9ページ、10ページを御覧ください。

2款9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、7目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業で6億7,500万5,000円を計上いたしました。主なものは、19節扶助費で、1世帯当たり10万円の給付金を6,400世帯分で6億4,000万計上いたしました。事務経費として主なものは、11節の役務費で320万7,000円は確認書の郵送料のほか振込手数料でございます。12節委託料では、システム改修費652万3,000円と、給付に伴う事務の業務委託経費として2,051万9,000円を計上いたしました。

また、人件費として会計年度任用職員2名分の報酬や時間外勤務手当等を計上させていただきました。

なお、事業費、事務費とも全額国庫補助金で賄われます。

給付金の受付につきましては、2月から9月までを想定しております。

続きまして、補正予算書11ページ、12ページを御覧ください。

3款3項生活保護費、2目生活扶助費で270万円を計上いたしました。内容につきましては、障害者加算の支給停止分の遡り支給を行うもので、経費の4分の3は国庫負担金となります。

以上で、令和3年度愛西市一般会計補正予算（第12号）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**○副議長（神田康史君）**

次に、議案第1号について質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、議案第1号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第12号）について質問いたします。

まず、歳入で7ページ、8ページの15款2項1目3節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について6,051万6,000円についてですが、交付される予定日はいつ頃なのか。また、愛西市への交付については6,000万円だけではないと思うんですが、予定総額について確認をさせてください。

続いて、9ページ、10ページになりますが、2款9項2目の市民生活応援費についてですが、6,051万6,000円についてですが、この6,051万6,000円ということで今回給付を行うこととした理由について、なぜ今回行うこととしたのかその内容について確認をさせてください。

同じく、2款9項2目の11節役務費、通信運搬費の14万4,000円についてですが、郵送料についてですが、これはいつ頃送付の予定なのか確認をさせてください。

また、振込料の金額も載っておりますが、振込に至るまでのスケジュール、どのような形で振込までの期間が必要なのか、そのスケジュールについて教えてください。

最後に、2款9項2目の19節の扶助費についてですが、子育て世帯への臨時特別給付金6,000万円についてですけれども、基準日以降に引っ越してきた人についてはどのような取扱いになるのか、お伺いします。以上、お願ひします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

私からは、地方創生臨時交付金の件についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

初めに、給付される予定日ということですが、令和3年度内の実施分につきましては年度内に交付される予定でございます。

続きまして、愛西市への交付の予定総額ということですが、令和3年度の国の補正予算に係る交付の限度額につきましては、2億5,871万1,000円との通知を受けております。以上でございます。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

私のほうからは、給付を行うこととなった理由についてです。

子育て世帯への臨時特別給付金は、国の制度で支給対象者とならない世帯がありましたが、全ての子育て世帯が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること、また国の地方創生臨時交付金が活用できる旨の通知を受けたことなどの理由から給付をすることといたしました。

続きまして、郵便料についてです。

送付の予定日は、議会の議決後送付を予定しております。

振込までのスケジュールについては、児童手当等により振込先を把握している方は、お知らせを送し、届出期間の経過後、支払通知書を送付の上、1月末に振込を予定しております。振込先を把握していない方は、お知らせ発送、申請書を受け付け次第、順次支払通知書を送付し、振込を予定しております。

もう一点、10月1日以降に引っ越してきた人の取扱いは、所得制限内の方は転入前の自治体で給付を受けることになります。所得制限を超える方については、愛西市からの独自給付は考えておりません。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

では、再質問をいたします。

交付されるのは年度内には交付されますよということでしたが、この予定額2億5,800万円で6,000万円を使うと大体約2億円ほど残るわけですが、この残金についての事業化の内容等予定されるものがあれば教えてください。今検討しているものがあれば教えてください。

続いて、市民生活応援費についてですが、全ての子育て世帯が影響を受けているということで行うということは分かりましたが、やはり早急に行うべき内容かというふうに思いますが、議決後どのくらいを目安に、1月の月内で行う予定なのかどうか、予定で構いませんので教えてください。

また、10月1日以降に引っ越してきた人の扱いは、国の対象については対象とするけれども、それ以外は対象としないというお話がありましたが、先ほど行うこととなった理由から考えると、何らかの救済措置を行うべきではないかと思ったんですけれども、そういった検討はどのような検討がされたのか教えてください。

また、引っ越していった人については、10月1日以降に引っ越していった人についても、国のものについては愛西市が払うと思うんですけれども、それ以外の国の制度に入っていない、所得を超える方について、引っ越していかれた方については、愛西市に請求をもらえば支払われるのかどうか教えてください。以上、お願いします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

今回交付の残額でございます1億9,819万5,000円でございますが、こちらにつきましては令和4年度へ繰越しが可能となっております。今後におきましては、効果的な事業の財源として活用していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず発送の関係ですが、早急に通知を行う日付ですが、おおむね1月17日を想定しております。

それから、10月1日に転入してきた人は、国の基準と同等といたしました。

それから次に、転出をしていった人については愛西市の対象となります。以上でございます。

〔「副議長」の声あり〕

#### ○副議長（神田康史君）

河合議員。

○18番（河合克平君）

答えの内容がよく分からないので。

○副議長（神田康史君）

一応、再質は質問1回につき2回までなので。

○18番（河合克平君）

答えていただいていない内容があるので、答えていただきたいと思います。

○副議長（神田康史君）

答弁はよろしいですか。

〔「内容を言ってもらわないと」の声あり〕

内容は。

〔「副議長」の声あり〕

答えていないという内容を教えていただきたいです。

○18番（河合克平君）

答えていないという内容は、10月1日以降に引っ越してきた方については国の基準によるという話は、先ほど1回目の質問でありましたので、なぜそのような検討をしたのかということについても質問をしておりますので、その理由についてお伺いをしたいということと、引っ越していった人については愛西市の今回の対象になるのかどうかということも聞いておりましたので、国の基準になるということであれば、愛西市の対象にならないということなのか、そのことについて答弁がありませんでしたので、教えてください。お願いします。

○子育て支援課長（長谷川 努君）

まず、愛西市から転出された方につきましては愛西市のほうの対象といたします。また、愛西市に転入されてきた方については、前住所地のところで対象となされる場合はそちらで支給されると考えましたので、対象とはならないと考えました。以上です。

○副議長（神田康史君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

議案の9ページ、10ページについてですが、まず2款9項7目の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業についてお尋ねをいたします。

最初に1節報酬の会計年度任用職員報酬についてですが、会計年度任用職員は具体的にどのような仕事を行うのかについて説明をお願いします。

それから、12節委託料のシステム改修委託料について、まず改修の内容について説明をお願いします。

また、給付関連業務委託料についてのこの委託内容を教えてください。

それから、19節の扶助費の臨時特別給付金6億4,000万円についてですけれども、給付の方法、先ほど確認書という話もありましたが、給付の方法をちょっと具体的に説明をお願いした

いと思います。

それからあと、例えば今回会計急変世帯が対象になると思うんですけども、この給付基準とかその審査、それから申請方法などはどのように行うのかについてお尋ねします。また、生活保護世帯に対して、今回の給付金が収入認定されることになるのかどうかについてもお尋ねします。

それから、3ページの第2表繰越明許という形で、先ほども事業が翌年度になるということでしたけれども、なのでという理由ですけれども、そういうことであればいつ頃までに事業を終えるのか、2月から9月まで受付しますという話ですけれども、そうなってくると給付がいつ頃からいつ頃ぐらいになってくるのかについてお尋ねしたいと思います。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

では、順次お答えさせていただきます。

まず会計年度任用職員でございますが、2名の予定で、主にシステムへの入力を考えております。それと、家計急変世帯の申請窓口、受付業務等を行っていただく予定です。

2点目に、システムの改修内容につきましては、税情報と住基情報を基に住民税非課税世帯等に給付を行うためのシステムを改修するものでございます。

3点目に、給付関連業務委託料の内容でございますが、コールセンター、相談窓口、申請受付等の業務を委託するものでございます。

続いて、6億4,000万の具体的な給付の方法でございますが、住民税均等割の非課税である対象世帯には2月中に対象世帯宛てに確認書を送付いたします。その返信により振込手続の開始を行います。家計急変の世帯につきましては、申請書の提出により、確認でき次第、振込による給付を予定しております。

続きまして、家計急変世帯の給付審査、申請につきましてはでございますが、給付基準につきましては新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の収入で市民税均等割が非課税である世帯と同等と認められる世帯となります。審査につきましては、令和3年1月以降の任意の1か月の収入により、年収換算して経済状況を推定いたします。申請方法につきましては、申請書と収入見込額の申立書等を提出していただき、審査を行った後で決定の通知送付、口座への給付を行います。

続きまして、生活保護の関係でございますが、収入認定はされません。

最後に、繰越明許の関係でございますが、申請から給付までが年度内で終了しないということとは確実ですので、繰越明許をお願いするものでございます。受付につきましては、2月から9月を予定しておりますが、この事務を含む全ての事業終了につきましては12月末を予定しております。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

それでは、再質問を行いたいと思いますが、先ほどのところで、収入認定のことで、申請をしていただくという話になるんですけども、当然申請書は市のほうに取りに来てもらうという形になるのか、どういう形になるのかということと、その辺の周知とかそうしたものをど



うしていくのかについて答弁をお願いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

周知も併せまして、広報、ホームページ等で様式も含め、周知はいたしますが、家計急変の方の場合はいろいろ相談等もあるかと思しますので、そういうところでの周知も予定はしております。以上でございます。

○副議長（神田康史君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第1号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第12号）について、12ページ、3款3項2目19節の生活扶助費270万円が計上されております。これは、愛西市が記者発表いたしました生活保護費の障害者加算の不適切な支給停止に伴う予算だと思いますが、今回3年ぶりにミスが分かった理由について、それから加算停止をしていた6人についての各金額の詳細についてお尋ねをいたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目でございますが、これは県へ確認作業をしていたところ、ミスがあることで気づきました。

2点目の加算停止をしていた6人についての詳細でございますが、期間の長い方から順に御報告いたします。

1人目については、平成30年8月から令和3年10月まで、合計で39か月分の69万2,170円でございます。2人目から4人目までは同時期の同額でございます。平成30年9月から令和3年10月まで、合計38か月分で67万4,640円でございます。5人目でございますが、令和3年2月から令和3年10月まで、合計9か月分の13万3,476円でございます。6人目は、令和3年4月から令和3年10月までの7か月分で18万7,670円でございます。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

今回、ミスが分かった理由について、県の確認作業においてということですが、これは市の職員が気がついたのか、県の点検で気がついたのか、それとも当事者からの申出なのか、もう少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

○保険福祉部長（小林徹男君）

この件につきましては、加算停止の対象となる金銭管理について、こちらから県のほうに確認をしている段階で過ちだということでこちらが確認をしたというところでございます。以上でございます。

○副議長（神田康史君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第1号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第12号）について質問します。

重なる部分もありますが、通告どおり質問させていただきます。

9 ページ、10 ページ、2 款 9 項 7 目 19 節扶助費 6 億 4,000 万円、臨時特別給付金についてですが、対象の世帯のそれぞれの基準日はいつになるのか。それから、給付の時期もいつになるのか。6,400 世帯となっておりますが、これのそれぞれの内訳を教えてくださいと思います。

最後に、ちょっと分かりづらかったんですけども、家計急変世帯の該当基準というのをもう少し分かりやすく説明していただきたいと思います。お願いします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

対象者の基準日でございますが、住民税均等割が非課税である世帯に対する基準日が、令和 3 年 12 月 10 日というふうとなっております。

2 点目の給付の時期につきましては、住民税均等割の非課税である対象世帯には、2 月中に対象世帯宛てに確認書を送付して、その後に返信があった方について振込の手続を開始いたします。家計急変世帯につきましては、申請書の提出により確認でき次第、振込を予定しております。

続いて、6,400 世帯の内訳でございますが、住民税均等割が非課税になる世帯が約 5,600 世帯、家計急変世帯が約 800 世帯ということで想定をしております。

4 点目の家計急変世帯の該当基準でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和 3 年 1 月以降で家計が急変して、令和 3 年分の推計する収入でございますが、これが住民税均等割が非課税である世帯と同等と認められる世帯というふうで考えております。以上でございます。

**○1 番（馬淵紀明君）**

分かりました。

それでは、家計急変世帯はいつの時点での住所となるのか、申請時なのかその辺りを説明していただきたいのと、家計急変世帯の該当は令和 3 年 1 月以降で、令和 3 年度分ということは、令和 4 年のどこか収入の何月分までという基準があるのか教えてくださいと思います。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

家計急変世帯の基準日につきましては、申請のときに住民票があるところでございますので、先ほどの 12 月 10 日についてはあくまでも非課税世帯の基準日であります。

もう一点、家計急変世帯の令和 3 年分、1 年分ですので、非課税世帯が令和 2 年の収入で非課税を見ているので、それ以降の令和 3 年 1 月から 12 月まで、その期間の収入を推計します。それに基づいて、非課税世帯と同等であるかどうかというところで判断をさせていただきます。以上でございます。

**○副議長（神田康史君）**

次に、6 番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6 番（吉川三津子君）**

議案第 1 号：令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 12 号）について数点質問させていただきます。と思います。

まず最初に、10ページの子育て世帯への臨時特別給付金についてお聞きしたいんですが、通知は1月17日にするというので、その後市民がしなければいけない手続について御説明をいただきたいと思います。

それからあと子供、世帯への給付金の問題で、DVとかいろんな問題があって、本来届くべきところに届かない世帯というのがあるということが報道されているわけですが、愛西市の場合、この支給から漏れるような世帯というのはあるのか、想定されているのかお伺いをしたいと思います。

それから次に、10ページの非課税世帯への臨時特別給付金についてお伺いをしたいと思います。

非課税世帯といっても、高齢者の場合、以前議会でも申し上げたように、遺族年金が収入に入らないということで、本当に厳しい非課税世帯とかなり裕福な、裕福と言ったら叱られる、余裕がちょっとある非課税世帯があると思うんですが、この辺り遺族年金を受けていらっしゃる世帯、そうじゃない世帯、その辺の数字をつかんでいらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

それから、家計急変世帯というのが何度も先ほどから質問に上がっているわけで、私もよく分からないんですが、任意の月と比較をすると、この任意の月って一体何なのかということを知りたいのと、それからあと個人事業主で商売を始められたりすると、前年度は準備期間で収入がないとか、廃業されちゃったとかいろいろ職業とか、失業していたりとかいろいろあると思うんですが、そういった事情というものはどのように含めて判断されていくのかお伺いをしたいと思います。

それから、12ページの生活扶助費についてお伺いをしたいと思います。

生保の関係で、先ほど多い方は69万のお金が一度に支給される。そうすると、これ生活保護から外されちゃう、貯金がたくさんあると。ということが出てくると思うんですね。この今人数として6名のうち、生活保護から外されちゃうんだよという方の人数はどれだけあるのか。

それであと、こういった方々、生活保護の方が遠方にお住まいになると、いろいろ手続等、市役所に来なきゃいけないとかいろんな問題が出てくるんですが、こういった6名の方は市内及び近隣の施設にいらっしゃるのか、その辺を確認させていただきたいのと、それから生活保護を市のミスで外されちゃったと、その後、この貯金を使い果たしたときにまた生保になるわけですが、その辺手続の配慮はどのようにされるのかお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず最初に、子育て世帯の給付金についてですが、1月17日以降、通知を出して、その後9月分の児童手当を受給された方と同じく、その方については基本的には申請不要ですが、給付を希望されない場合については期日までに届出書を提出していただきます。それから、9月分の児童手当を受給されている方以外の方、公務員の方や高校生世帯のみの方については申請が必要になります。

次に、この世帯から漏れる世帯はないのかということですが、今回離婚等により給付金を受

け取ることができない18歳以下の児童を養育する保護者に対しても、給付の対象とすることを考えております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目、遺族年金の世帯の数でございますが、これは把握できておりません。

2点目の家計急変の関係で、任意の月というのでございますが、令和3年1月以降であくまでも新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減ったと、そういう方の月のところを推計させていただきますので、1か月でも収入減になっておれば、そのところを申請していただいて、こちらで判断をさせていただくという形になります。事情については、今の新型コロナウイルス感染症であるかどうかというところの確認をさせていただくという形になります。

続いて、生活保護の関係でございますが、6名の方で生活保護から外れる方につきましては、今回の支給で直ちに外れる方はございません。

続きまして、施設利用の方でございますが、施設の所在地は津島市で1名、名古屋市熱田区で1名、名古屋市港区で1名、名古屋市中川区で3名となっております。

続きまして、生活保護を外された方のその後の手続でございますが、本人と金銭管理を行う施設関係者と協議をいたしまして、一時停止や廃止、またその状況に応じて再度また面談、申請の書類を提出していただいて、また生活保護の再開と、そのような流れになっております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

では最初に、子育て世帯の臨時特別給付金について、離婚される方についてはというお話だったんですけれども、やはりDVとか何かで離れて、本来子供を養育している人にお金が届かないということが起きているわけなんです、その辺の配慮についてはどのようにされていく予定なのか再度お伺いをしたいと思います。

それからあと、12ページの生活扶助費の関係ですが、今6名のうち、直ちに生保から外れることはないよというお話でしたが、これ給付金に対して生保から外れないよというものなのか、今お手持ちの預金も含めて、多分預金額で決定してくると思うので、それで外れることはないですよということなのか再度確認をさせていただきたいと思います。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

支給対象者がDVの方の場合については、支給対象者がDV加害者となり、配偶者及び対象児童が避難している場合については、当該加害者ではなく、その配偶者が支給の対象となります。なお、配偶者からは避難先の住所、市町村に申出を行っていただき、その住所の市町村から支給をする予定になっております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

生活保護の関係でございますが、預金、手持ち金等を含めて判断いたしますが、あくまでも本人の意向もでございますので、その辺を考慮しながら手続は進めていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○副議長（神田康史君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・委員会付託の省略について

○副議長（神田康史君）

次に、日程第5・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第1号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第1号（討論・採決）

○副議長（神田康史君）

次に、日程第6・議案第1号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第12号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対の討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「副議長」の声あり]

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、議案第1号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第12号）について、賛成の立場で討論いたします。

今、新型コロナウイルス感染が拡大し、まさに第6波となってきました。愛知県は、感染拡大の防止として無料でコロナ検査が受けられる無料化事業を行うようにしました。近隣では津島市と弥富のスギ薬局で受けられる状況であります。愛西市では残念ながら行われておりません。県に対して、拡大を求めているということをお願いするものであります。また、市独自に行うこともぜひ検討していただきたいと思っております。

今回は、コロナ禍の経済対策としての給付金事業の補正予算となりますが、私たちは給付金については全世帯を対象とすることによって分配の平等化、平等性が確保されるものであると

考えております。その財源は、この間減税がされてきた高額所得者の方々に負担を求めて、やはり再分配の機能が十分に発揮されることが必要であるということを考えているところであります。もともと、今回の国の給付金で不公平感が残るということで各種報道等ではありますが、そのことが問題であるというふうに考えます。全世帯への給付を行うならば迅速に、また事務の負担も軽く給付を行えるというふうに考えますので、国に対して、ぜひとも愛西市から要望をしていただきたいと、そのようにお願いをするところであります。

今回の18歳未満の児童に対する世帯給付金や非課税世帯への給付金については、子供に等しく給付を行うということになることについて、また非課税世帯の経済的な支援になるということについては評価できるところであります。申請から給付に至るまで迅速に進めていただきたい、そのように要望するところであります。

また、生活保護基準による不適切な給付については、しっかりと今後については改善・見直しをしていただいて、この迅速な給付を求めます。また、生活保護の認定についても、よく話し合うということのお話もありましたので、十分に現状、保護を受けていらっしゃる方とよく話し合っていていただいて、安心できる対応をお願いするところであります。

地方創生臨時交付金については、未執行残が1億9,819万円であるというお話もありました。私たちは、引き続きコロナ検査の市独自の事業や安心・安全なワクチン接種の要望者への案内等について、しっかりと迅速に行っていただきたい。また、第5波で課題となりました自宅療養者への支援についても、よく検討していただきたいと思います。さらには、愛西市の基幹産業である農業に対して、特にコロナ禍における米暴落に対する支援など、そういう仕事に対する支援もぜひ検討いただきたいと思います。

さらには、従来行ってきた学校給食の無償化や水道料の減免、また今回の給付の対象とならなかった世帯の方々に独自に愛西市の給付を検討するなど、何よりも命と暮らしと仕事を守るという愛西市であってほしい、そういう施策を行っていただきたいということを求め、賛成いたします。

**○副議長（神田康史君）**

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○副議長（神田康史君）**

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

**○市長（日永貴章君）**

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本臨時会でお願いをしておりました補正予算につきましては、御審議を賜り、御議決をいただきまして誠にありがとうございました。御議決いただきました臨時特別給付金及び生活保護扶助費につきましては、速やかに支給の手續に取りかかってまいりたいと思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、新変異株への置き換わりが進む中、新規感染者が急速に拡大をしております。感染再拡大抑制・克服に向け、改めて基本的な感染防止対策の徹底をお願いしてまいりたいと考えております。市といたしましては、引き続き国や県と連携を図りながら、ワクチンの追加接種を迅速に進め、感染状況に応じた必要な対策を適宜適切に講じていきたいと考えております。

結びに、まだ寒さは厳しく、議員各位におかれましては、体調に十分御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍いただきますよう御祈念を申し上げ、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

**○副議長（神田康史君）**

これにて、令和4年第1回愛西市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時26分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
副議長

神田康史

会議録署名議員  
第8番議員

近藤武

会議録署名議員  
第10番議員

杉村義仁